

大垣市税条例の一部を改正する条例

大垣市税条例（昭和 2 5 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条中「第 2 号」を「、第 2 号」に、「同号」を「、同号」に改め、同条各号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 4 条の 4 第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 8 条の 2 第 1 3 項を第 1 4 項とし、同項の前に次の項を加える。

1 3 法附則第 1 5 条第 4 5 項（固定資産税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 1 3 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（法附則第 1 5 条第 4 5 項の条例で定める割合）

第 1 3 条の 5 法附則第 1 5 条第 4 5 項（都市計画税に関する部分に限る。）に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 5 条中「第 2 号」を「、第 2 号」に、「同号」を「、同号」に改める
改正規定 公布の日

(2) 附則第 3 条の規定 平成 3 1 年 1 0 月 1 日

(3) 附則第 8 条の 2 及び附則 1 3 条の 5 の改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 6 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の大垣市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 3 1 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 0 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（大垣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 大垣市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 6 6 条及び新条例」を「大垣市税条例第 6 6 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 6 6 条第 2 号ア(イ)	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
第 6 6 条第 2 号ア(ウ)	6, 9 0 0 円	5, 5 0 0 円

a	10,800円	7,200円
第66条第2号ア(ウ)	3,800円	3,000円
b	5,000円	4,000円
附則第19条	第66条	大垣市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第27号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第66条
附則第19条の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第66条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第19条の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第66条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第19条の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第66条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円